

認定所得金額は、提出いただく書類をもとに教育委員会事務局で算定します

奨学生申込資格に関する所得基準

- 1 募集要項に定める申込資格のうち所得に関しては、本人と生計を一にする世帯員の1年間の認定所得金額が別表1の所得基準額以下であることが必要です。

別表1 収入基準額

区 分		所得基準額
世帯人員	2人	282万円
	3人	328万円
	4人	355万円
	5人	382万円
	6人	402万円
	7人	422万円
	8人	442万円

(備考)
世帯人員が8人を超える場合は、1人増すごとに20万円を世帯人員8人の所得基準額に加算する。

- 2 前項の認定所得金額とは、本人と生計を一にする世帯員個人ごとに、1年間の総収入金額を次の(ア)、(イ)により計算した所得金額(A)の合計額から、別表2の特別控除額(B)を控除した金額をいう。

所得金額 (A)

- (ア) 給与所得の場合

年間総収入金額	給与所得金額
329万円以下の場合	0円
330万円以上400万円以下の場合	収入金額×0.8－263万円
401万円以上878万円以下の場合	収入金額×0.7－223万円
879万円以上の場合	収入金額－486万円

(注) 万円未満は切り捨て。

(注) 年間総収入金額は「所得額等証明書」に記載の給与収入額とする。

- (イ) 給与所得以外の場合

営業等所得、農業所得、雑所得（公的年金等）については、「所得額等証明書」に記載の所得金額とする。

別表2

特別控除額表

区分	特別の事情	特別控除額 (B)				
(a) 世帯を 対象と する 控除	(1) 母子・父子家庭である こと。	49万円				
	(2) 就学者のいる世帯で あること。 (児童・生徒・学生1人につき) ※申込者本人を除く	小学校	8万円			
		中学校	16万円			
			自宅通学	自宅外通学		
		高等学校	国・公立	28万円	47万円	
			私立	41万円	60万円	
		高等専門学校	国・公立	36万円	55万円	
			私立	60万円	80万円	
		大学・短大	国・公立	59万円	102万円	
			私立	101万円	144万円	
専修 学校		高等 課程	国・公立	17万円	27万円	
	私立		37万円	46万円		
	専門 課程	国・公立	22万円	62万円		
		私立	72万円	112万円		
(3) 障害者のいる世帯で あること。	障害者1人につき (障害者手帳の写しなどの証明書類必要)			86万円		
(b) 本と 人す を る 対 象 除	予約採用(令和7年4月に 進学を予定する学生が、奨 学金貸与を申請する場合)	(1) 高等学校等に進学する予定である 場合	28万円			
		(2) 大学、短期大学又は専修学校に進学 する予定である場合	59万円			
	在学採用(すでに在学して いる学生が、奨学金貸与を 申請する場合)	本表「(a)世帯を対象とする控除」の(2)欄で、該当す る学校及び通学区分に記載されている金額				

- 備考 1 (a)欄の「(2)就学者のいる世帯であること」の控除は、申込者本人を除く世帯員を対象とする控除である。該当する場合は控除額算出表を提出すること。
- 2 (b)欄は、申込者本人のみを対象とした控除である。
- 3 該当する特別な事情が2以上ある場合は、それらの控除額をあわせて控除することができる。